

2026年3月18日

各位

会社名 アセットマネジメントOne株式会社
(管理会社コード：13694)
代表者名 取締役社長 杉原 規之
問合せ先 商品開発部 積木 利浩
(TEL.03-6774-5100)

投資信託約款の変更に関するお知らせ

当社は、投資信託約款の変更に関し、本日、下記のとおり決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 対象投資信託

銘柄名	銘柄コード
One ETF 南方 中国A株 CSI500	2553

2. 変更の内容および理由

- ①金銭型ETFの設定・解約の決済に係る清算制度に対応するため、約款に所要の変更を行います。
 - ②清算制度の対応に伴う債務引受に備え、受益権の取得申込み、一部解約の実行の請求および買取りの請求にかかる申込受付時刻をお申込受付日の前営業日の15時30分までから委託会社が定める時刻までとするため、約款に所要の変更を行います。
- ※投資信託約款の新旧対照表につきましては、別紙1をご参照ください。

3. 日程

金融庁届出日 : 2026年4月7日
約款変更日 : 2026年4月9日

4. 書面決議の手続き等

当該投資信託約款の変更は、当該投資信託の商品としての基本的性格を変更させるものではなく、投資信託及び投資法人に関する法律第17条第1項に規定する「その変更の内容が重大なものとして内閣府令で定めるもの」に該当しないため、書面による決議は行いません。

以上

投資信託約款の新旧対照表

追加型証券投資信託 One ETF 南方 中国A株 CSI500

(新)	(旧)
<p><当初の受益者></p> <p>第7条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第8条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。<u>ただし、別に定める金融商品取引清算機関（金融商品取引法第2条第29項に規定する金融商品取引清算機関とし、以下「清算機関」といいます。）の業務方法書に定めるところにより、第13条に定める取得申込みを受付けた販売会社が、当該取得申込みの受付によって生じる金銭の支払いの債務の負担を当該清算機関に申込み、これを当該清算機関が負担する場合の追加信託当初の受益者は当該清算機関とします。</u></p>	<p><当初の受益者></p> <p>第7条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第8条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。</p>
<p><受益権の設定にかかる受託者の通知></p> <p>第12条 受託者は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。<u>ただし、第7条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、当該追加信託金の委託者への支払いの債務を清算機関が負担する場合には、受託者は、委託者の指図に基づき、追加信託にかかる金銭についての受入れにかかわらず、振替機関に対し追加信託が行われた旨を通知するものとします。</u></p>	<p><受益権の設定にかかる受託者の通知></p> <p>第12条 受託者は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。</p>
<p><受益権の申込単位および価額></p> <p>第13条 販売会社（委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条</p>	<p><受益権の申込単位および価額></p> <p>第13条 販売会社（委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条</p>

(新)	(旧)
<p>第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。)をいいます。以下同じ。)は、第8条第1項の規定により分割される受益権を、<u>その取得申込者</u>に対し、販売会社が定める申込単位をもって取得申込みに応ずることができます。</p> <p>② (略)</p> <p>③ (略)</p> <p>④ (略)</p> <p>⑤第1項の取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金（第2項の受益権の価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。<u>また、第7条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、取得申込みを受付けた販売会社が、当該取得申込みの受付によって生じる金銭の委託者への支払いの債務の負担を清算機関に申込み、これを当該清算機関が負担する場合には、振替機関等における当該清算機関の名義の口座に口数の増加の記載または記録が行われ、取得申込者が自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座における口数の増加の記載または記録は、当該清算機関と販売会社（販売会社による清算機関への債務の負担の申込みにおいて、当該販売会社の委託を受けて金融商品取引法第2条第27項に定める有価証券等清算取次ぎ</u></p>	<p>第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。)をいいます。以下同じ。)は、第8条第1項の規定により分割される受益権を、<u>取得申込受付日の前営業日の委託者が別に定める時限までに、取得申込みをした取得申込者</u>に対し、販売会社が定める申込単位をもって取得申込みに応ずることができます。</p> <p>② (略)</p> <p>③ (略)</p> <p>④ (略)</p> <p>⑤第1項の取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金（第2項の受益権の価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。</p>

(新)	(旧)
<p>が行われる場合には、当該有価証券等清算取次ぎを行う金融商品取引業者または登録金融機関を含みます。)との間で振替機関等を介して行われます。</p> <p>⑥ (略)</p>	<p>⑥ (略)</p>
<p><収益分配金、償還金および一部解約金の支払い></p> <p>第48条 (略)</p> <p>② (略)</p> <p>③ (略)</p> <p>④ (略)</p> <p>⑤ (略)</p> <p>⑥ 一部解約金は、第51条第1項の受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として7営業日目から受益者に支払います。<u>なお、第7条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、第51条第4項に掲げる販売会社が、振替受益権の委託者への受渡しの債務の負担を清算機関に申込み、これを当該清算機関が負担する場合には、受託者は、第51条第2項に掲げる手続きにかかわらず、受益者に支払うためにその全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。</u>ただし、有価証券の売却や売却代金の入金が遅延した場合その他やむを得ない事情があるときは、委託者の判断により、一部解約金の支払いを延期する場合があります。</p> <p>⑦ (略)</p>	<p><収益分配金、償還金および一部解約金の支払い></p> <p>第48条 (略)</p> <p>② (略)</p> <p>③ (略)</p> <p>④ (略)</p> <p>⑤ (略)</p> <p>⑥ 一部解約金は、第51条第1項の受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として7営業日目から受益者に支払います。ただし、有価証券の売却や売却代金の入金が遅延した場合その他やむを得ない事情があるときは、委託者の判断により、一部解約金の支払いを延期する場合があります。</p> <p>⑦ (略)</p>
<p><信託契約の一部解約></p> <p>第51条 受益者(第52条の販売会社を含みます。以下本条において同じ。)は、自己に帰属する受益権につき、委託者に販売会社が定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。</p>	<p><信託契約の一部解約></p> <p>第51条 受益者(第52条の販売会社を含みます。以下本条において同じ。)は、自己に帰属する受益権につき、委託者に販売会社が定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。<u>なお、一部解約の実行の請求はその請求を受付ける日の前営業日において委託者が別に定める時限までとします。</u></p>

(新)	(旧)
<p>②委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約するものとし、受託者に対し、信託財産に属する有価証券その他の資産のうち当該一部解約にかかる受益権の信託財産に対する持分に相当するものについて換価を行うよう指図します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。<u>なお、第7条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、当該販売会社が、振替受益権の委託者への受渡しの債務の負担を清算機関に申込み、これを当該清算機関が負担する場合には、当該清算機関が振替受益権の抹消にかかる手続きを行います。</u></p> <p>③ (略)</p> <p>④ (略)</p> <p>⑤ (略)</p> <p>⑥ (略)</p> <p>⑦ (略)</p> <p>⑧前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして第3項および第5項の規定に準じて計算された価額とします。</p>	<p>②委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約するものとし、受託者に対し、信託財産に属する有価証券その他の資産のうち当該一部解約にかかる受益権の信託財産に対する持分に相当するものについて換価を行うよう指図します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。</p> <p>③ (略)</p> <p>④ (略)</p> <p>⑤ (略)</p> <p>⑥ (略)</p> <p>⑦ (略)</p> <p>⑧前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日<u>およびその前営業日</u>の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして第3項および第5項の規定に準じて計算された価額とします。</p>

(新)	(旧)
<p><受益権の買取り></p> <p>第 52 条 販売会社は、次の各号に該当する場合で、受益者の請求があるときは、その受益権を買取ります。ただし、第 2 号の場合の請求は、信託終了日の 3 営業日前までとします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 取引所売買単位未満の振替受益権 2. 受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止になったとき <p>② (略)</p> <p>③ (略)</p> <p>④ (略)</p> <p>⑤前項により受益権の買取りが中止された場合には、受益者は当該買取中止以前に行った当日の買取請求を撤回できます。ただし、受益者がその買取請求を撤回しない場合には、当該受益権の買取価額は、買取中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買取請求を受付けたものとして第2項および第3項の規定に準じて計算された価額とします。</p>	<p><受益権の買取り></p> <p>第 52 条 販売会社は、次の各号に該当する場合で、受益者の請求があるときは、その受益権を買取ります。<u>なお、買取請求はその請求を受付ける日の前営業日において委託者が別に定める時限までとします。</u>ただし、第 2 号の場合の請求は、信託終了日の 3 営業日前までとします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 取引所売買単位未満の振替受益権 2. 受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止になったとき <p>② (略)</p> <p>③ (略)</p> <p>④ (略)</p> <p>⑤前項により受益権の買取りが中止された場合には、受益者は当該買取中止以前に行った当日<u>およびその前営業日</u>の買取請求を撤回できます。ただし、受益者がその買取請求を撤回しない場合には、当該受益権の買取価額は、買取中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買取請求を受付けたものとして第2項および第3項の規定に準じて計算された価額とします。</p>
<p style="text-align: center;">約 款 付 表</p> <p>1. <u>約款第7条の「別に定める金融商品取引清算機関」は、株式会社日本証券クリアリング機構とします。</u></p>	<p style="text-align: center;">約 款 付 表</p> <p>1. <u>約款第13条第1項、第51条第1項および第52条第1項の「委託者が別に定める時限」とは「15時30分」とします。</u></p>